

発言要旨

・領収証の交付が義務づけられ、患者の求めに応じて明細書を交付することとなった。部位の付け増や、架空・水増し請求は、これらの帳票で明白となる。

また、初検時相談支援料算定においての①～④の項目に於いて、患者も理解できるところである。

・併給について、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項の第一通則 8 で、「既に保険医療機関での受診又は他の施術所での施術を受けた患者及び受傷後日数を経過して受療する患者に対する施術については、現に整復、固定又は施療を必要とする場合に限り初検料、整復料、固定料又は施療料を算定できること。なお、整復、固定又は施療の必要がない場合は、初検料、後療料等により算定すること」となっている。

これらの内容と、国が示す併給の考え方とは相違がある。